

# 設立趣意書

全国サイディング事業協同組合連合会

## I 設立の目的

国民に安心して生活できる住宅を供給することを最終目的とする住宅建築事業は、創成期から国土交通省の管轄事業として、新築から維持管理、リフォームまで施工してきた経緯を経て多様化する住宅建築に対応するため、国土交通省の資格免許事業として発展してきました。

このような背景の中で、「東日本サイディング事業協同組合」と「西日本サイディング事業協同組合」は、令和元年5月に任意団体「全国サイディング組合連合会」を発足し、傘下2会員79社は、住宅外装施工店としての使命を達成するために、関係各方面との連絡懇談会やサイディング工事に関する講習会等の事業を目的として会則に掲げて推進してまいりましたが、会員相互の親睦及び情報交換が主な活動でありました。

ところが、新築住宅の約8割に使用されているサイディング材は知名度が低く、十分な理解のないまま消費者に利用されている現実があります。また、サイディング施工の資格制度が任意資格のため、技術者の技量レベルを統一することも困難です。

こうした中、平成26年12月に「タイル・レンガ・ブロック工事業」の例示に「サイディング工事」が追加されました。

併せて、情報力・技術力を高め、資質の向上に務めなければ、新しい令和時代の都市開発、防災、地域経済の下支えもできず、業界全体として生き残る方策さえ見出すこともできません。

そこで、住宅の安定供給という使命の一翼を担うサイディング施工店の充実と災害発生等における緊急工事に迅速に対応する支援体制を含め、業界全体の底上げと社会的・経済的地位の向上を目指して「全国サイディング事業協同組合連合会」を設立することにした次第です。

つきましては、本協同組合連合会設立の趣旨を十分ご理解いただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

## II 組織及び事業の概要

1. 名 称 全国サイディング事業協同組合連合会
2. 地 区 全国の区域とする。
3. 事務所の所在地 主たる事務所を神奈川県横浜市に、従たる事務所を大阪府大阪市に置く。

#### 4. 会員たる資格

本会の会員たる資格を有する者は、本会の地区内においてタイル・レンガ・ブロック工事業を資格事業とする事業協同組合とする。

#### 5. 出資 1 口の金額及び出資払込みの方法

- (1) 出資 1 口の金額 100,000 円とする。(2 口以上を持たなければならない。)
- (2) 出資払込みの方法 一時に全額を払い込むものとする。

#### 6. 事業計画の概要

- (1) 所属員の行うサイディング工事の受注斡旋
- (2) 所属員のためにする共同宣伝
- (3) 所属員の取り扱う資材及び副資材等の共同購買
- (4) 所属員のためにする損害保険の事務代行
- (5) 所属員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供
- (6) 所属員の福利厚生に関する事業
- (7) 前各号の事業に附帯する事業

#### 7. 賦課金の額及び徴収方法

- (1) 賦課金の額 月額 1,000 円 (組合員数+賛助会員数)
- (2) 徴収方法 半期分を一括して半期の初月末 (半期前納) までに組合に納入する。(初年度の最初の期間については設立月から 9 月末の 3 ヶ月分を前納するものとする。)

#### 8. 役員の定数及び任期

- (1) 理事 6 人以上 8 人以内  
任期 2 年又は任期中の第 2 回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第 2 回目の通常総会が 2 年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を伸長する。
- (2) 監事 1 人又は 2 人  
任期 2 年又は任期中の第 2 回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第 2 回目の通常総会が 2 年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を伸長する。